

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件
控訴人兼被控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）
被控訴人（一審原告ら） X 1、外 112名
控訴人（一審原告ら） X 51、外6名
参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2024年12月16日

大阪高等裁判所 第6民事部CE係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備 考
甲 271	日本原子力発電 株式会社敦賀発 電所の発電用原 子炉設置変更許 可申請書（2号 発電用原子炉施 設の変更）に関 する原子力規制 委員会の審査書 抜粋（表紙、目 次）	写 令和6年11 月13日	原子力規制 委員会	断層評価では、断層の位置・連 続性と活動性の双方を評価する 必要があることが同審査書でも 示されていること。	
甲 272	F-6 破碎帯の 南側トレンチ調 査経緯の資料抜 粋（表紙、171～ 174ページ）	写 平成25年7 月8日 有識者会 合（第4 回評価会 合資料）	参加人	南側トレンチの長さが300メー トルから70メートルに短くなっ た理由等が記載されていないこ と。	
甲 273	新F-6 破碎帯 の走向・傾斜の 資料抜粋（表紙 、280ページ）	写 平成 25 年 7 月 8 日 有 識 者 会 合（第 4 回 評 価 会 合 資 料）	参加人	新F-6 破碎帯の走向・傾斜が 、旧F-6 破碎帯のそれと異な ることから、有識者会合の委員 から疑義が表明されたことに関 する、新F-6 破碎帯の走向・ 傾斜を示す資料。	